

会 議 録

会議の名称	第5回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会	
開催日時	平成19年12月20日（木）19:00～21:15	
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール	
事務局	大和郡山市 企画政策部 企画政策課	
出席者	委員	澤井名誉教授、中川教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、岩田委員、 大牟禮委員、岡林委員、奥田委員、金田委員、河原委員、 河本委員、菊山委員、北野委員、木村委員、小林委員、 鯛 委員、高原委員、中村委員、沼田委員、福嶋委員、 藤原委員、森井委員、森田委員、横田委員、渡辺委員） 市職員委員（猪岡委員、山中委員、上田委員、八木委員、 山口委員、西尾委員、吉本委員、中尾委員、下田委員）
	事務局	北森企画政策課長、徳田企画政策課長補佐、森、澤田 齋藤（コンサルタント）
欠席者	委員 15名	
議 題	前回の議事録の確認について（全体討議） 条例 「議会の責務・役割」について（グループ討議）	

議 事 概 要

1．開会挨拶および欠席委員等の報告

事務局から本日の欠席者と辞退者1名の報告がある。

会 長 地方自治法について、私達のものになっていないと思います。団体自治主導型の規定はありますが、議会や市役所に関する規定はありませんし、私達にとって肝心なところは多くないです。住民自治できる

ための具体的なものとして、例えば条例の改廃請求についてであるとか、そういった規定がありません。住民自治と団体自治が手を結べるように、もっと議会を身近なものにしていってはどうか。ですから今やっているワークショップ等の策定作業は、すでに決まっている地方自治法の上塗りではありません。もっとすごいものをつくっているという意識で取り組んでほしいと思います。

また、取り組み方として、完璧なものをつくらうとは思わないことが重要なことです。できるだけ、簡素にして小中学生でも分かるようにすることが大事です。

本日のテーマは「議会の責務・役割」ということですが、この策定委員会は市長の諮問機関でありますので、議会に対して条例案を提示していくこととなります。どういう風にするのか、今後、決めていく必要がありますね。

それでは、ワークショップに入る前に事務局に「前回の議事録確認」をお願いします。

2. 前回議事録の確認及び討議結果について

事務局 事前送付している前回会議録の内容確認をさせていただきます。内容等について意見、修正・追加等がある場合は、この場で発言してください。

< 質疑応答 >

委員 12月議会において、北森企画政策課長が自治基本条例について答弁されたことに関して伺います。策定が進行していくなかで、「中間報告を議会に対して提出し3月議会へ提案する」といった内容の答弁をされていましたが、ということなのでしょうか？

事務局 その発言は、本会議ではなく総務常任委員会での発言であったと思います。これまでの経過説明を行い、今後は『ワークショップを引き続き行い、素案を作成し、各地区で説明会を開催し、議会にも説明していく』という流れになる、という趣旨の発言をしました。

委員 議会への中間報告では、文章をまとめた素案を提出するのですか。

事務局 素案を提出するわけではありません。

委員 第3回策定委員会会議録P4の(1)は、P5の(3)に記載するのが正しいのではないのでしょうか？

事務局 修正します。

委員 この策定委員会は全員参加で意見が言えていいスタイルですが、「自分たちの意見がどう反映されるのか？」という不安があります。条例のなかで、どのように意見が反映されるのか、どんなイメージが分かりません。前回の議論がこんなものになりましたというのがほしいです。それが見えなくて結果がどうなるか分からないということが18名の欠席につながっているのではないのでしょうか。先ほど議会の話をされていましたが、議会にもどんなことをやっているのかは話すべきだと思います。

事務局 本来であれば、議論した結果を事務局がまとめ、素案を見せる形を考えていました。会議時間の関係もあり今まで素案を出していませんでしたが、このような意見が出てきましたのでスケジュールを決めて出していきたいと思います。

会長 成果が見えてこない事への、不安な気持ちはよく分かります。素案の提案時期については事務局とも話はしています。全国の先進事例でも、一定の議論が進んだ段階で素案の提案を行っているようです。

例えば、多摩市の方法にならって策定している大阪府阪南市では、前半部分の議論を終えてから素案の提示がされ、その素案に基づいて修正・加筆するといった作業を行っています。また生駒市では、条例を4つのブロックに分けて検討を行い、それぞれの議論が終わった段階で、事務局から素案の提示がされます。

大和郡山市においても、議論が前半部分まで終わった段階で、事務局から素案を提示していく形でいいんじゃないのでしょうか。

委員 先ほど議会への中間報告についての質問は、いいものを作るためには時間を惜しんではいけないという意味も込めてしたものです。

会 長 先ほど事務局の方が回答されていたように、急いで作るという気持ちは事務局にもないと思いますよ。その辺は安心されてもいいんじゃないでしょうか。あと、そういった質問は直接、事務局に聞かれたらと思います。

3 . 議題

条文「議会の責務・役割」について（グループ討議）

会 長 「議会の責務・役割」についてですが、『議会』だけでいいでしょうか？『議員』もいるのでは…。そのあたりも議論していただきたいと思います。

委 員 議会の「権限」というのもあるのではないのでしょうか。

会 長 「権限」は「役割」と同じだと、私は認識してました。また、「権限」といった難しい表現はやめて、分かり易い言葉である「役割」でまとめていいと思いますよ。

他に意見がないようであれば各グループで議論を始めて下さい。

6グループに分かれて条文の「議会の責務と役割」についてワークショップ形式で話し合う。以下に各グループの意見と発表内容を記載します。

<グループA>

【議会の責務】

市議会は地方自治法の定めるところにより条例の制定または改廃、予算の決定、決算の認定ほか市政に関する事項で別に定められた事項について議決する。（議会の機能）

市議会は市民の意志が市政に反映され適正に市政運営が行われているかを監視し牽制する機能を示さなければならない。（議会の機能）

市議会の会議は討論を基本とし議決に当たっては意志決定の過程及びその妥当性を市長に明らかにしなければならない。（議会の責務）

市議会は会議を公開するとともに議会の保有する情報を市民と共有し開かれた議会運営に努めなければならない。議会とは、選挙民の意志を代表し、様々な問題を審議・法制化する場であるが審議内容が限られた地域市民に偏ることがないように広く公に利

益をもたらす普遍の原理に沿うべき事が第一である。(議会の責務)

市議会は市政の審議議決機関であること責任を常に認識し長期的展望を持って意志決定に望むと共に市政の点検と改善とその実施を求め活動しなければならない。(議会の責務)

市議会は行政活動が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視すると共に市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機関の強化に努めなければならない。(議会の責務)

市議会は市民からの請願等に対して、その趣旨や意見を表明する機会を設けなければならない。(議会の責務)

【議員の責務】

市議会議員は会期外においても市政への市民の意思の反映を図るため市の施策の検討調査等の活動をし市民との対話の機会を設けなければならない。(議員の責務)

市議会議員は議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。(議員の責務)

市議会議員は市政の運用について執行機関等の窓口において指示等を行う場合は書面にて行うよう努めなければならない。(議員の責務)

議員の自由な討論

市民の立場からの行政執行の監視

議員は総合的観点をもち公正・誠実に

市民の立場からの行政執行の監視

議員の政策(施策)提案

議員は各自の公約を実現するための専門性を高めることは勿論だがどの分野領域においても大局的見地に立った判断力を持って思慮深く議論できるよう常に切磋琢磨すべきである。

議員数の見直しの検討及び議員の選出と同時に否選出の導入も検討すべき。

市議会議員は議会活動に関する情報、市政の状況等について市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければならない。(議員の責務)

市議会議員は市民福祉の向上を図るため市政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努めなければならない。

議員の自由な討論

【議会の役割】

議会の公開、重要議案への議員の賛否報告(議会ニュース)

請願など(意見書も)採択したときは実現への努力

市民の意志の反映

傍聴可能な日程（土日の議会）

大和郡山市の持続可能な発展に向け、公約を具体的に推進すべき。まずは教育問題（他者と共存共栄するための道徳・倫理観・思いやりなどの醸成）

公開された議会（委員会も）

議員の報告義務 報告会を開く努力

市民への説明責任 請願など不採択の場合の説明

【議員の役割】

一部の市民の利益のためではなく、市民全体の生活の向上を目指して活動

市民の意思を市政に反映させるために広く意見を集めるしくみをつくる

議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明・報告する。

例えば...議会だよりの作成（意見欄付）

市民におもねることなく利害得失や自己保全から離れ公明正大に自己の公約を果たすべく尽力すべきであり時には市民を叱咤するくらいの気持ちを持つべき。

【議会・議員の責務・役割】

行政のチェック とくに執行状況

市民と行政のパイプ 情報提供

< グループ B >

【議会の責務】

会議の公開と情報の共有を行い開かれた議会を運営する。

議員の定数は市の行財政改革や人口の増減を判断して適正な数を決める。

市民への情報公開、説明。

議会として5，10年の中長期ビジョンを設定し市長に夢と希望を持たせる。

【議員の責務】

市民の代表者として市民の意思が市政に反映し運営されているかを監視し牽制する。

公平・公正な判断力。

市民の信託に応じ自己の議会活動や市政の状況を市民に積極的に説明・報告する。

議員は研鑽に努め、スキルアップを図る。

偏りのない公平・公正な判断。

市民の情報公開・説明。

公約したことを実現するよう努める。

議員は当選した時、自分が何をしようとしたか、将来の考えを発表してほしい。

議員は常に自己研鑽に励み、政治遂行能力の向上に努める。

弱者の声を市政に届ける。

【議会の役割】

市政の監視

国・県が住民の権利を損なうことがあれば異議を唱える

市政のチェック

少数意見にも耳を傾ける。

市長に対し住民を守るよう進言する。

条例の立案・提案

【議員の役割】

施策実行状況の督促

より安心でより住みよいまちづくりの実現のため、議員としての権能を積極的に発揮する。

議員は地域にとらわれず市全体を見て行動を。

市民の声を届ける。

<グループC>

【議会の責務・役割】

市政の最高意思決定機関

(市政についての、取り決めやその実施を監視・決定するところ)

市政は自然に肥大化する、市政の簡素を進めるところ。

市の将来にわたっての反映を図るところ

社会問題の解決を計るところ

行政の執行に対し、広い考えで支えるべし

立法機能

行政のチェック

首長の適正をチェック

数の相克でなく市民第一義の議会運営を

情報公開と説明責任
タイムリーな情報公開

【議員の責務・役割】

行政についての市民代表者としての認識を持って行動をすること。

市が将来にわたって、安定した反映ができるように、常に学び市政に意見が言え、提案できること。

社会の変化を正しく判断できること。

少子高齢化社会は、人口減少社会である。財政規模が縮小する社会になる、そのための施策を考えなければならない。

環境問題を理解し行動を起こすこと。

地球温暖化問題が指摘されている。(生物が対応できない速度で温暖化が進んでいる)

この問題は、一人ひとりの生活の仕方が問われている。これらに対応した姿勢を作っていかなければならない。

行政の行動は、時間認識を持つこと。(迅速な行動が必要)

市民の代表。利益代表。

端的に分かり易く話してください。

市民の生活課題の掘り起こし。

自身の資質を高めるよう努めて。

政治活動と選挙活動の区別

市(民)のモラル向上

党利党略ではなく市民の利益のため働く責務

【議会の責務・役割を実現するためには？】

市民の代表であり、市民の利益につながる施策を実現する責務

議員・行政が、迅速に議事を進めること。

市政の簡素化を進めるため、目標値を設定するところ、また毎年、その見直しをするところ。

市の繁栄のため、施策を決めるところ

少子高齢化社会は、人口減少社会。地方都市は人口減少と一部集中に二分する。(負け組・勝ち組ができる)大和郡山市は、先人が誘致した県市場・昭和工業団地・大和民族公園などがあり、地政学上も恵まれた土地である。これらを生かし、勝ち組になるよう仕込んでいかなければならない。

行政の優先順位を決めるところ

社会の変化に対応して優先度を考えた行動を取ること。(平等である必要はない)

【議員の責務・役割を実現するためには？】

利権を目的とした行動を取ってはいけない。党利党略に陥った行動は取らないこと。
議員は勉強せよ。市政の運営に、正しい判断ができるよう、地域の歴史を学び社会の変化を学び正しい対応できるようにすること。

わがままな市民の伝達者にならない。社会の変化、市の財政力などを考慮した行動をとれるように。

利益誘導を口利きするな。

市民への政治教育。

マニフェスト選挙の実現。

しっかりした考えを持てる議員であれ。

議員の選出は人物主体（心ある人）で選ぶべき時代到来。議員スタッフを有するシステム。議員ニュース。

< グループD >

【議会の責務・役割】

議案の審査を通じて市の政策を決定する。

執行機関によって適正になされているか監督、確認すること。

市民の意思が反映されるべく話しあわれること。

行政が民主的に本当に行われているかを調査・監視する。

市の意思決定機関である。

条例の制定改廃。予算決算の裁決。

市政運営を調査監視する。更には執行に対し牽制する機能を持つ。

議会の原点は納税者の立場で自治体運営の「主導権」が納税者側にあって住民代表である議会は自治体をリードする。

地縁の一部の組織を代弁するのではなく、地域全体を視野に入れて何をするかを明確にすること。

地方自治について「三角論」というのがある。首長と議会そして住民が三辺をつくる。

首長と議会が手を組めば、たとえ住民の意思とかけ離れていても何人でもできる。「なぜなら三角の二辺の和は他の一辺より大きい」

民主主義の先進国、欧米の地方議会と比べてみよう。まずアメリカ、どこの都市でも議員数が日本よりはるかに少ない。平均の地方都市では10人以下の議員、ニューヨ

ーク、ロサンゼルスなどの大都市でも20人を超える議員はいない。更に議会の運営には傍聴者が積極的に参加し発言する。議案一つ一つに議長は傍聴席からの発言を求める。

本市は全国に魁、4号に掲げる傍聴者に対し、議案の説明と発言をできるように関係法規改正に努力されたい。

本会議及び各委員会開催日時について各会派と事前協議決定して、毎月発行の「つながり」等で市民に周知徹底を計り一人でも多く市政に関心を持ってもらう工夫と努力が必要と思う。

コンプライアンス条例制定されたい。

【議員の責務・役割】

市民の信託に公平かつ誠実に応えること。

市民の代表として市民の意思を伝える。

市民全体への負託を念頭に置いた行動を。

市民の暮らしの実態を正しく広く知る目、みんなのしあわせを考えられる力をもつ。

議員は常に市民の代表という自覚と誇りを持って活動する。

広い見識（市民の代表としての自覚）研修・研鑽し市民のために自己を高める。

議会制民主主義としての機関である議員は住民の代表として地域のために住民福祉の向上に努めること。

政治の四患

第一は、偽である。うそいつわりは小事ではすぐ分かるが、社会、公共のことになると段々真偽が紛らわしくなる。

第二は、私である。昔は政界に出ることは私産を失うのが常識であった。今は自分の為に公を假ることが平気である。

第三は、放である。無軌道、放埒、無礼、無責任等である。礼儀も道徳も、秩序も法律も無視して、自由と権利の下、勝手放題にやって省みない。

第四は、奢である。放と同じく一度味をしめると容易に節儉の生活に戻れない。文明は生活の利便を高めたが、それと共に恐ろしく奢侈にした。

この四患を救わねば治まるものではない。

以上は、東洋哲学の泰斗陽明学の最高権威者歴代総理の指南番保守の守り札平成元号案の元祖者、昭和の教祖とも言われた故安岡正篤先生の一曰一言より。

【議会の責務・役割を実現するためには？】

議会活動に関する情報を市民にタイムリーに説明する。

わかりやすく市民に説明される。

情報公開請求に関し誠実に対応すること。

つねに透明性をもって話しあわれ公開されること。

議会の組織の適格性についてタイムリーな点検。

議員の定数の妥当性のチェック。

議会独自の情報公開条例。

ヨーロッパの地方議会では議員は全員無報酬だ。議員は自分の定職を持ち議会は仕事の終わった夕方から開始し、その日の日当だけ受け取る。人数は日本と同じぐらいだが無報酬について尋ねると「報酬をもらったら、市の職員と同じではないか。どうやって行政をチェックできるのか」と逆に問い返される。日本の地方議員は市民の平均以上の報酬を当然のように受け取る「職業議員」が多い。本市議会議員報酬等は次のとおりである。

議員報酬総額 = 163,560,000円

期末手当総額 = 66,208,000円 計229,768,000円 ÷ 24人 = 一人当たり9,573,666円

共済会負担金 = 17,246,400円

合計247,014,400円 ÷ 24人 = 10,292,266円

これを公式出席日数で除数れば相当な多額金となる。

平成18年度本市の決算によれば、公債費累計額は43,006,827,000円である。

これを平成19年3月31日の人口91,946人では市民一人当たり467,740円の借金を抱えていることとなります。

平成17年の一世帯当たり平均所得は前年比2.9%減り5,638,000円で平成になった元年以降の17年間で最低だったことが5月30日厚生労働省が発表した。「生活が苦しい」と回答した世帯数は56.3%、調査を始めた昭和61年以降で最多となり9年連続して過半数を占めた。

奈良県で従業員5人以上事業所の平成18年平均月間給与総額は男性412,917円、女性184,053円で平均307,141円と発表されている。また、奈良県の最低賃金、時給は677円である。

税金は血税であって、市民の辛苦がしみこんでいる。公職者はこのことを忘れないで税金は所詮他人の金でしかない。他人の金であるから金銭感覚は麻痺してしまっているのではないかと思う。また自分の腹は痛まないとよく世間ではいう。

議員は究極的には「ボランティア」でなければならないと思う。

【議員の責務・役割を実現するためには？】

見識向上のために自己研鑽に。

政策提案能力の向上に努める。

市民の代表としての品位を絶えず念頭に。

議員報酬を月額制から日当制へ（議員活動の対価）という原点にもどって。

「定例議会」のあと、「市議会だより」を出し一般質問や議案質疑に質問した議員の会派と実名の明記。

議員定数の増加（24→30名）

市民の目に見える形で議論、討論がされるために

説明員による議員の質問

各種会議の公開

議会活動への住民参加権

政策会議の設置

市民にはいろいろな立場の方がおられる。広くいろいろな立場の中から選ばれべき

議員が市民の声を聞く機会を多くもつ（テーマを設定、いろいろな立場の市民から）
法制能力の向上や議員の調査活動をサポートするスタッフの強化 議会事務局の強化
と充実のための増員

議員の定年、多選の禁止

明日来週、来月、来年、何が起るかを予言する能力であり、さらに後日なぜ起らなかったか説明できる能力である」と言われている。本英国首相 故チャーチルの言
日本流に言へば政治家の条件は、来月、来年何が起るかを知らせないで事を進める
能力であり、更に後日なぜ知らせなかったかを説明できる能力である」と揶揄されて
いる。

政治屋は次の選挙のことを考え、政治家は次の時代のことを考える。

< グループ E >

【議会の責務と役割】

市の施策に対して適正か監視及び評価する。（市政運営を監視）

市の施策に対する意思決定を行う。（意思決定機関である）

健全財政に。

情報公開。

市民の多様な意見を適格に把握する。

（市民の意見に対して市政に反映させるように提案する）

長期的展望を持って意思決定に望む。

政策や予算等の決定者。

執行機関の監視。

政治争点の定義、政策の提案。

市民の民意の反映

地域の問題や課題を的確に把握し市民全体のために活動する。

地域内の利権の調整。

地域社会のまとめ。

他市の取り組みなど（参考になるよい事例など）を調査研究し市政に反映させる。

議会は市民により選出された議員により構成される市の意思決定機関である。

議会は、市の重要な政策について議決する権限及び市政が民主的、効率的に運用されているかを監視し牽制する機能を持つ。

法令の定めに従い条例の制定・改廃、予算の決定、決算の決定等を議決する、行政に対する検査及び監査請求等の権限を有する。

【議員の責務と役割】

品位を保つ。

情報公開に誠実に応える。

市民全体の福利を念頭に。

議会活動の説明。

地区の動向の把握（市民との意見交換）議会へ提案する。

議会によって役割が決められるが、その役割の情報等を市民からすいあげ議会で論議する。

専門知識を得る。

情報網をつくる。

市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行する。

市民の代表としての品位と責務を忘れず、常に党派・地域・業界等の福利にかたよらず全体の利益を念頭に置いて活動する。

【議会の責務と役割を実現するためには】

収入内支出に努める。

立法政策能力の向上。

議会の自立性の確立。

市政の点検。

市民との情報共有。

議決機関としての責任を自覚し、将来におけるまちづくりの展望を持って活動し、常に広く市民の意見を聞く。

市民に議会で議決された事項の内容及びその妥当性を説明する責任を有する。そのため議

会は、すべての会議を公開し議会の保有する情報を市民と共有し開かれた議会運営につとめる。

閉会中も市政への市民の意見の反映を図るためまちづくりに関する調査、検討につとめる。

【議員の責務と役割を実現するためには】

議会スタッフの充実。

監視評価機能の強化。

開かれた議会づくり。

自分の見識を高め、公平・公正に職務を遂行。

市全体を見て決定する。

自己の見識を高めるため研鑽につくす。

審議能力・政策提案能力の向上につとめる。

議員定数はまちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して決められる。

4. まとめ

会長 今日各グループの発表は前回と比べて非常に良かったですね。グループの発表ですので、各個人の発表ではありません。そういった意味で今回の発表は内容も時間も良かったです。今後もそのあたりを意識して発表者は発表してください。

今日の議論を聞いていると、

情報については公開だけでなく、共有していかななくてはいけない。

説明責任をきちり果たす。

行政を監視し政策争点の協議をだしていく。これが政策形成能力の向上につながっていく。

議会自身の判断を分かり易く示す。

議員間討論の必要性。今は自治体と議員だけの関係になっているが、それだけでなく議員同士でも討論していく必要がある。

といった内容であったと思います。

参考までに、こういった条例を議決後に「議会基本条例」をつくる動きがあります。県では三重県、市では伊賀市です。

また、会議冒頭でもお話ししましたが、住民投票の制度の規定につ

いて、有権者数の何分の何にするのかといったことも考えていく必要があるのではないのでしょうか。

副会長 国と自治体の「議会」の違いについてお話しします。国の議会は最高機関ですが、自治体の議会は自治機関となっています。地方自治法が明治21年にできて、議会と行政・首長について規定されているわけですが、その関係は二権分立ではなく、議会0.5、首長1.5くらいではないのでしょうか。それだけ自治体の議会の権力はないんです。

権力のない例として、アメリカの「大統領」・「議会」の関係と、日本の「市長」・「市議会」の関係を挙げますと、アメリカは予算編成の権限が「議会」にあり、「大統領」にはありませんが、日本は「市長」に予算編成の権限があり、「市議会」にはありません。このように、日本の地方公共団体では首長に議会を超える権限を付しています。地方自治法上、「議会」は議決機関となっています。

英語で「Government」は「政府」と訳されますが、元々の訳は「議会」であり、そのことから「議会」が権力を持っていたということが分かります。フランス革命やアメリカ独立宣言においても、そうでした。

そういった自治体の議会の権力を知ったうえで、どんな「議会」を求めるのか。今の「議会」は議員さんの働きが制限されています。このことはあまり知られていません。今日のみなさんの議論では議員さんに非常に求めていましたが、自治体の議会には権力が少なく、議員さんの働きが制限されているということを知っておいてください。そういうことを含めて具体的にどんな議会を求めるのかということなんです。

さきほど、会長のお話のなかで「議会基本条例」がでてきていました。議会基本条例で議会がどう変わっていくか、一つ例をお話しします。北海道議会や登別市議会で勉強会を行ったのですが、内容は1日目が議員さんのみの対象で、2日目は議員さんと市民が一緒になってというものでした。そうすることで、議員さんの自己研鑽活動が活発になりますし、市民にとっても議員さんが身近な存在になるということです。

会長 地方自治法上、議会は自治体の代表ではありません。代表は首長です。議会は、みなさんが思っているほどの権限がないんです。厳し

い意見も多く出され、またそういう意見が出ることは当然だと思えますが、議会の立場に立った意見なども出してもらってもいいと思えます。

会議の冒頭であった素案についてですが、事務局と協議した結果、次回の策定委員会で前半部分の議論が終わると思います。そこで、2月に前半の議論に基づいた素案を事務局に提示してもらいます。

あと3月議会に素案を提出するとは聞いていませんので、みなさん安心してじっくりつくっていきましょう。

それでは、事務局の方から「その他」についてお願いします。

5. その他

事務局 委員さんから質問について回答資料を用意しておりますので必要な方はお持ち帰り下さい。

資料「次回までに考えてみましょう」について説明。

事務局 欠席された委員1名から本日のテーマに関する意見書が提出されておりますので、今回の会議録に記載します。ご了承下さい。

会長 それでは、これで終わりにしたいと思いますが何か質問等ありませんか？

委員 一つ提案があります。ポストイットカードに書くのに時間がかかり、議論に参加できない方がいらっしゃるので事前にポストイットカードに書いて持って来てはどうでしょうか？

会長 ワークショップの趣旨からすると、それは良くないですね。知識を披露する場ではなく、多様な意見をみんなで共有するという趣旨ですので、今までどおりワークショップの場でポストイットカードに書くという方法で、ご協力お願いします。

委員 それでは時間がかかるから、こういった提案をしているんです！本来なら、もっと時間をかけてじっくりと議論したいんです。

副会長　もっと議論に時間が必要であるという意見も分かります。ただ、どうでしょう、ちゃんと今の時間内で議論できているグループもありますよね？

委員　私は1回目のワークショップが非常に良かった印象があります。みんなが議論に参加し、一人ひとりの意見を市職員の方がポストイットカードに書いて模造紙に貼っていくというものでした。それが2回目以降は、まずポストイットカードに書く時間が与えられてという方式になっています。どちらがいいんでしょうか？

会長　1回目の議論が正しいんです。いろんな意見をみんなで共有していくことが大切なんです。

委員　私はこんな短時間で議論するのではなく、もっと時間をかけて議論したいです。議論していたら時間がかかって当然なのは…。

会長　議論して評価するとなると、いくら時間があっても足りないと思いますよ。それこそ朝まで生テレビみたいになってしまいます。ワークショップでは議論して評価するのではなくて、『多様な意見をみんなと共有する』ということが重要なんです。ですから、他の人の意見が間違っているとか、そういう議論はしてはいけません。みんな均等に意見を言って、意見を共有していかなくてはいけません。みなさんには、そのへんのマナーを身につけて、このワークショップに慣れていってください。

委員　議論したい皆さんの気持ちも分かります。私はこの場で、欠席委員が事務局へ提出している「本日テーマに関する意見書」の内容を知りたいのですが…今、読んでくれないでしょうか？

会長　事務局の方、手短かに欠席委員の意見書を読んでください。

事務局　欠席委員の意見書を読む。

委員　今、欠席者の意見書を読まれたわけですが、これはちょっと考える必要があると思います。欠席者の意見を読むように言われたこともお

かしいし、意見を読み上げるのもおかしい。欠席して意見を出せるなら、今後も出席しないで「自分の言いたいことだけ書いて提出すればいい」ということになるのではないのでしょうか？また、議事録に欠席者の意見を反映させることもおかしいと思いますよ。

委員 そのとおりだと思います。(同意見の委員、複数名あり)

事務局 欠席者の意見書の取り扱いについては、もう少し事務局で検討をします。

みなさん、本日は大変お疲れ様でした。なお次回は、1月24日(木)19時からとなっております。日程通知については、議事録と併せて送付します。

以下余白